

工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法 の改正について

国土交通省の基準の見直しに伴い、本市も下記のとおり見直します。

なお、令和 6 年 7 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から取り扱いが変更になります。(令和 6 年 6 月 30 日以前に入札公告又は指名通知を行う案件は、改正前の算定方法及び基準が適用されます。)

改正前		改正後	
測量業務	設定範囲	測量業務	設定範囲
①直接測量費の額		①直接測量費の額	
②測量調査費の額	10 分の 6	②測量調査費の額	10 分の 6
③諸経費の額の 48%	から	③諸経費の額の 50%	から
①から③の合計額×1.1	10 分の 8.2	①から③の合計額×1.1	10 分の 8.2
建築関係建設コンサルタント業務	設定範囲	建築関係建設コンサルタント業務	設定範囲
①直接人件費の額		①直接人件費の額	
②特別経費の額	10 分の 6	②特別経費の額	10 分の 6
③技術料等経費の額の 60%	から	③技術料等経費の額の 60%	から
④諸経費の額の 60%	10 分の 8	④諸経費の額の 60%	10 分の 8.1
①から④の合計額×1.1		①から④の合計額×1.1	
土木関係建設コンサルタント業務	設定範囲	土木関係建設コンサルタント業務	設定範囲
①直接人件費の額		①直接人件費の額	
②直接経費の額	10 分の 6	②直接経費の額	10 分の 6
③その他原価の額の 90%	から	③その他原価の額の 90%	から
④一般管理費等の額の 48%	10 分の 8	④一般管理費等の額の 50%	10 分の 8.1
①から④の合計額×1.1		①から④の合計額×1.1	
地質調査業務	設定範囲	地質調査業務	設定範囲
①直接調査費の額		①直接調査費の額	
②間接調査費の額の 90%	3 分の 2	②間接調査費の額の 90%	3 分の 2
③解析等調査業務費の額の 80%	から	③解析等調査業務費の額の 80%	から
④諸経費の額の 48%	10 分の 8.5	④諸経費の額の 50%	10 分の 8.5
①から④の合計額×1.1		①から④の合計額×1.1	

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 番地 2

松山市総務部契約課 (工事担当)

電 話 089-948-6453・6454

F A X 089-934-1767